

令和元年度 ものづくりマイスター・IT マスター・テックマイスター・
熟練技能者の派遣について（中小企業等）

1 若年技能者に対する実技指導について

- ① 中央技能振興センターが認定した「ものづくりマイスター等」を派遣し、若年技能者に対する実技指導を行います。
- ② ものづくりマイスター等のいない職種については、「熟練技能者」を派遣いたします。
- ③ 派遣する講師は、愛媛県技能振興コーナーから依頼いたします。
- ④ ものづくりマイスター等及び熟練技能者の講師派遣は、受講者一人あたり20回が上限です。
- ⑤ 受講対象者は、主に35歳未満の若年技能者です。

2 派遣申し込み及び経費負担等について

- ① 上記1の実技指導を希望される場合は、当コーナーに申請書類一式（実施計画書等）をご提出の上、必ず講習会開催前にお申し込みください。
- ② 指導者の謝金・旅費と支援材料費は、規定の範囲内で、当コーナーが負担いたします。
- ③ 支援対象物品は、講習に必要な消耗する材料品のみとなります。
- ④ 材料費は、受講者一人1回あたり2,000円（消費税別）が上限です。
- ⑤ 申請いただきました支援材料代につきましては、当協会の購入承認後、当コーナーあてに見積書・請求書をお送りください。
- ⑥ 納品業者には、当コーナーから後日振込みにてお支払いいたします。（商品代引き、代金立替等の対応はできません）
- ⑦ 追加購入の材料代が発生した場合は、当コーナーへ追加申請してください。（事前申請のない材料代につきましては、当コーナーではお支払できません）
- ⑧ 大企業につきましては、ものづくりマイスター等の派遣は出来ませんが、指導謝金・旅費と材料費は企業側の負担となります。
- ⑨ 毎回、実技講習終了後1週間以内に「実施報告書」をお送りください。（電子メール可）
- ⑩ 申請書類、報告書の電子データの様式が必要な方は、当コーナーまでご連絡ください。下記のページからもダウンロードできます。
<http://www.ehime-ginou.jp/contents/download>
- ⑪ 講習会シリーズ最終回時にアンケートのご協力をお願いいたします。
- ⑫ その他、ご不明な点は当コーナーにお尋ねください。

※電子メールでのお送り先 enk01@ehime-noukai.or.jp （担当：上野）